

## 法令に基づく計画の策定に関する整理について

法令に各種計画の策定根拠となる規定があるもののうち、「策定するよう努めなければならぬ。」というような計画を策定する判断を市に委ねられているもの（いわゆる「努力規定」）について、市の考え方を整理する必要があります。

つきましては、現状把握を行うため、所管する事務に関連する法令で、計画策定の努力規定があるものと、その対応について、下記のとおり回答いただきますようお願いいたします。

なお、法令で具体的に計画の策定を規定せず、次のような市の責務のみを規定したものは調査の対象にはなりません。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、〇〇の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 記

- 1 回答期限 令和元年7月23日（火）
- 2 回答方法 「U:\¥共通フォルダ¥20200331\_策定努力規定に関する調査\_政策室」フォルダ内にある「計画策定の努力規定に関する調査表」に入力し、課ごとに保存してください。
- 3 参考資料 計画の策定について努力規定がある法律一覧  
※この一覧は参考ですので、記載されていない法令で努力規定があるものも回答をお願いします。



## 計画の策定について努力規定がある法律一覧

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日号外法律第154号)	
(都道府県子ども読書活動推進計画等)	<p>第九条 (略)</p> <p>2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
バイオマス活用推進基本法(平成21年6月12日号外法律第52号)	
(都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等)	<p>第二十一条 (略)</p> <p>2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
官民データ活用推進基本法(平成28年12月14日号外法律第103号)	
(都道府県官民データ活用推進計画等)	<p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p>
まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日号外法律第136号)	
(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)	<p>第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。</p>
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年5月23日号外法律第28号)	
(国及び地方公共団体の責務)	<p>第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。</p>
成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年4月15日号外法律第29号)	
(市町村の講ずる措置)	<p>第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p>

## 交通安全対策基本法(昭和45年6月1日法律第110号)

(市町村交通安全計画等)  
第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。  
2～7 (略)

## いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日号外法律第71号)

(地方いじめ防止基本方針)  
第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。  
(学校いじめ防止基本方針)  
第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## スポーツ基本法(平成23年6月24日号外法律第78号)

(地方スポーツ推進計画)  
第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
2 (略)

## 文化芸術基本法(平成13年12月7日号外法律第148号)

(地方文化芸術推進基本計画)  
第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第二号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
2 (略)

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日法律第105号)

(実施計画)  
第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。  
2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。  
3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。  
※「ホームレス自立支援等に関する東京都実施計画」を策定済。計画期間は、平成31年度～35年度

## 生物多様性基本法(平成20年6月6日号外法律第58号)

(生物多様性地域戦略の策定等)  
第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。  
2～4 (略)

## 食育基本法(平成17年6月17日号外法律第63号)

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年5月26日法律第36号)

(市町村方針)

第九条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

2～4 （略）

## 自転車活用推進法(平成28年12月16日号外法律第113号)

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 （略）

## 雨水の利用の推進に関する法律(平成26年4月2日法律第17号)

(市町村計画)

第九条 市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画（以下この条において「市町村計画」という。）を定めることができる。

2・3 （略）

## 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年9月5日号外法律第84号)

(低炭素まちづくり計画)

第七条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域にあっては、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。第五十三条第一項において「市街化区域等」という。）に限る。）であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

2～8 （略）

## 景観法(平成16年6月18日号外法律第110号)

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

## 地域雇用開発促進法(昭和62年3月31日号外法律第23号)

(地域雇用創造計画)

第六条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2～9 （略）

## 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日号外法律第120号)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2～8（略）

## 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2・3（略）

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等[都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村]は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2～5（略）

## 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年5月23日法律第31号)

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2・3（略）

## 子ども・若者育成支援推進法(平成21年7月8日号外法律第71号)

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条（略）

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3（略）

## 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成1年6月30日号外法律第64号)

(市町村計画)

第五条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。

2～5（略）

## 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年7月25日号外法律第130号)

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2～6 (略)

## 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成22年12月10日号外法律第72号)

(地域連携保全活動計画の作成等)

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2～13 (略)

## 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日号外法律第95号)

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。





計画策定の努力規定に関する調査表（記入例）

課名	〇〇課
根拠法令	〇〇法第〇条
策定状況	策定予定
策定予定時期	平成31年度中
根拠法令	▲▲法第▲条
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	市内に対象者が●人しかおらず，東京都の計画に準じて事業を実施するため。
根拠法令	■■法施行令第■条
策定状況	策定済
—	